

東温市成年後見制度利用促進基本計画 (令和5年度～令和9年度)



令和5年3月
愛媛県東温市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 基本計画策定の背景	1
2 成年後見制度の趣旨及び種類	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題	3
1 全国の状況	3
2 本市の人口の推移	5
3 本市の要支援・要介護認定者数の推移	5
4 本市の障害者手帳所持者の推移	6
5 本市の成年後見制度利用状況	7
6 課題分析	7
第3章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	8
2 基本目標及び施策	8
第4章 具体的な取組及び目指す姿	10
目標1 成年後見制度の理解促進	10
目標2 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進	11
目標3 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善	12
第5章 計画の進行管理	13
資料	
1 成年後見制度の利用の促進に関する法律	14
2 第二期成年後見制度利用促進計画の構成	18
3 東温市成年後見制度利用支援事業実施要綱	19
4 東温市成年後見制度支援検討委員会設置規程	22
5 東温市成年後見制度利用促進基本計画策定等委員会規則	23
6 東温市成年後見制度利用促進基本計画策定等委員会委員名簿	25

第1章 計画策定の趣旨

1 基本計画策定の背景

平成28(2016)年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号。以下、「促進法」という。)は、成年後見制度の利用促進に係る基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、促進法第14条第1項において、市町村は成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとされていることから、令和4年3月に策定された「第2期成年後見制度利用促進基本計画(以下、「国の基本計画」という。)」に基づき、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がい等により判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、本市の成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

2 成年後見制度の趣旨及び種類

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神障がい等により、判断能力が不十分な方の権利を守るため、財産管理や契約行為、遺産の分割協議等を本人に代わって行う成年後見人等を法的に選任することを支援する制度であり、平成11(1999)年の民法の一部改正により、平成12(2000)年4月から開始した制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度であり、本人の判断能力に応じて、「後見・保佐・補助」の3つの類型に分類されます。成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)は、本人の利益を考慮し、家庭裁判所から付与された代理権・同意権・取消権を行使することで、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ代理人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを公証人の作成する公正証書によって契約で決めておく制度で、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選定してから契約の効力が生じます。

制度名	種類	類型	支援者名称	支援対象者
成年後見制度	法定後見制度	後見	成年後見人	判断能力を欠く方
		保佐	保 佐 人	判断能力が著しく不十分な方
		補助	補 助 人	判断能力が不十分な方
	任意後見制度	—	任意後見人	判断能力を十分有している方

3 計画の位置付け

本計画は、保健・福祉分野の最上位計画である東温市地域福祉計画(計画期間：平成30年度～令和7年度)の基本目標3で位置付けた「安心して暮らせる地域づくり」の「成年後見制度や権利擁護の啓発」の施策について、国の基本計画を踏まえ、権利擁護の仕組みを充実させるための考えや取り組みを示し、成年後見制度利用促進の市町村計画として位置付けるものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5か年とします。

年 度		平成	平成	平成		令和	令和	令和		令和	令和	令和
計画種類		28	29	30		3	4	5		7	8	9
		(2016)	(2017)	(2018)		(2021)	(2022)	(2023)		(2025)	(2026)	(2027)
国	成年後見制度の利用の促進に関する法律	○法律制定										
	成年後見制度利用促進基本計画		第1期				第2期					
東温市	地域福祉計画		→									
	成年後見制度利用促進基本計画						→					

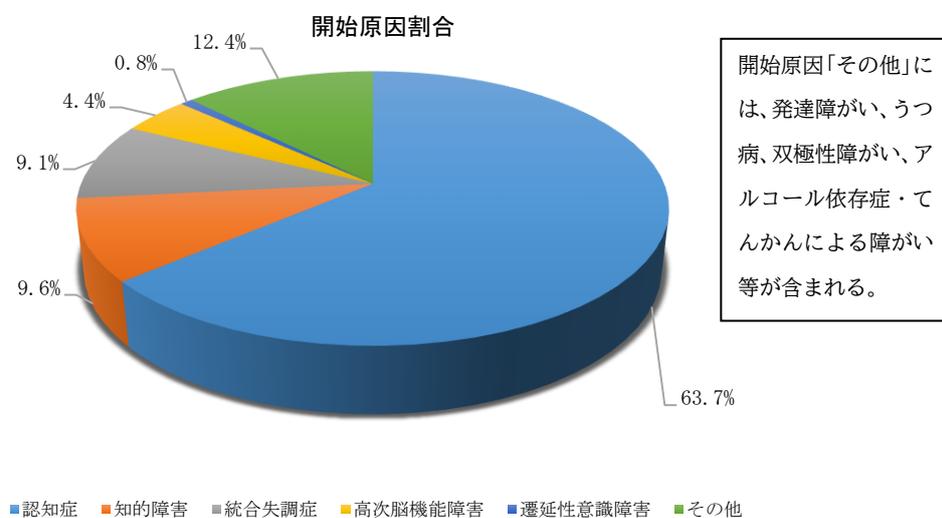
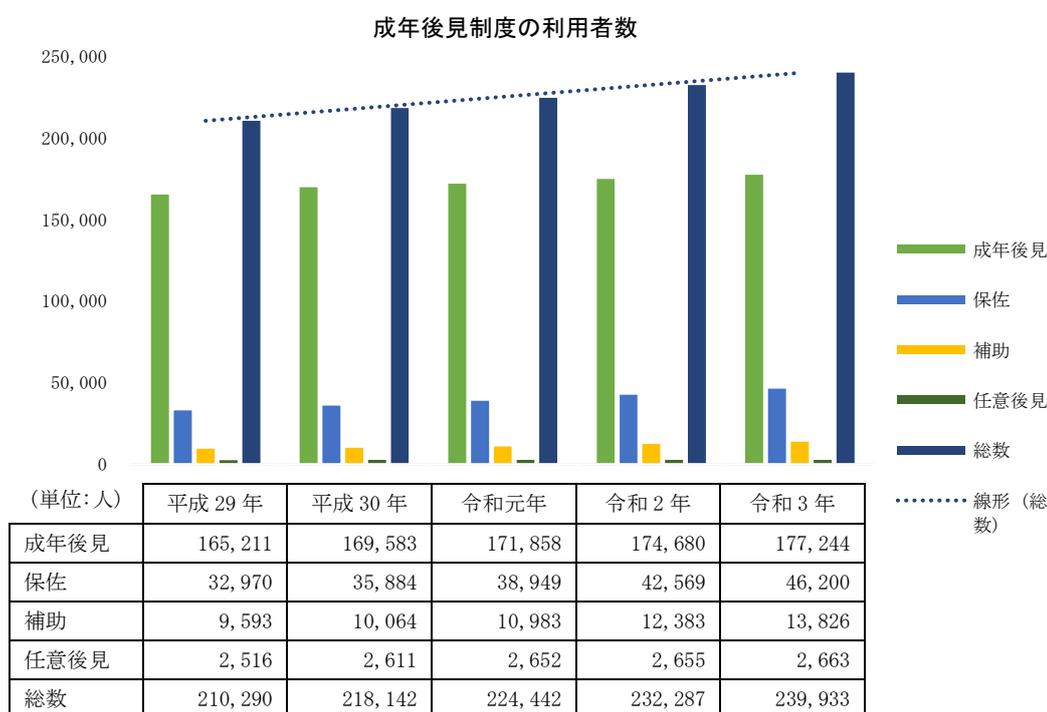
第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

1 全国の状況

令和3(2021)年12月末日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で239,933人、対前年比約3.3%の増加となっています。

開始原因としては認知症が最も多く、全体の63.7%を占めており、次いで知的障害が9.6%、統合失調症が9.1%の順となっています。

認知症高齢者数が増加している中、成年後見制度を利用する認知症高齢者は少なく、社会生活上の大きな支障が生じない限り、積極的な利用がなされていないことが課題です。

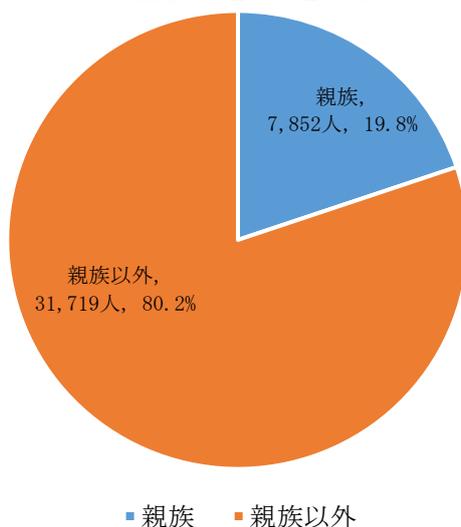


出典:最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況 - 令和3年1月～12月 - 』

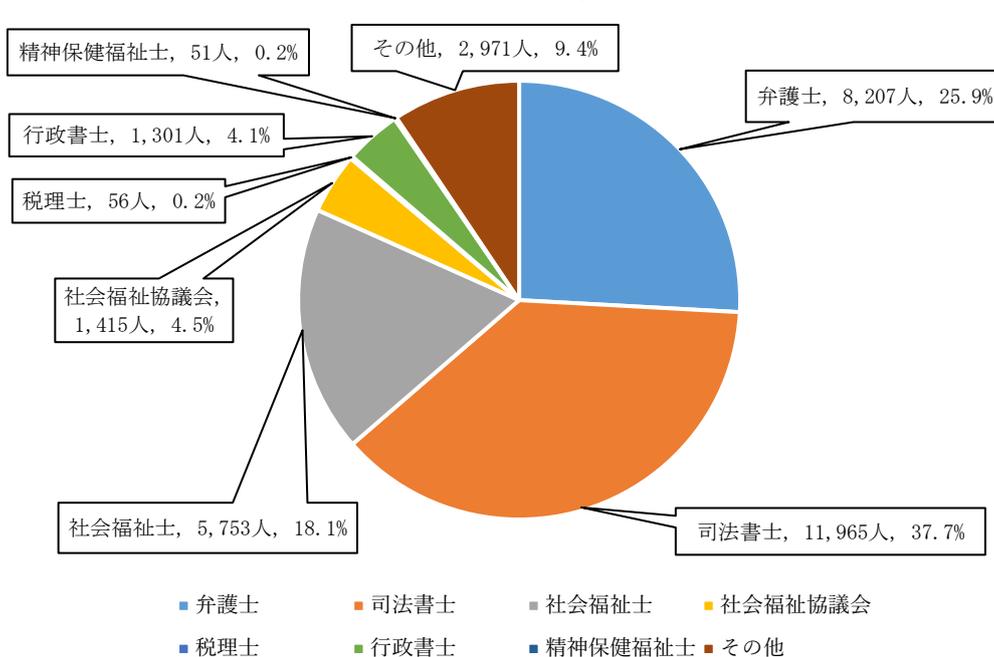
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)と本人との関係は、「親族以外」が全体の80.2%を占め、残り19.8%が「親族」となっており、親族よりも専門職等第三者が後見人に選任されることが多くなっています。

制度運用の中には、財産保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなど、意思決定支援や身上保護等の福祉的な配慮に乏しい運用がなされているものもあり、成年後見制度の利用者が制度のメリットを実感できていないケースも多いと言われています。

成年後見人等と本人との関係



親族以外の内訳

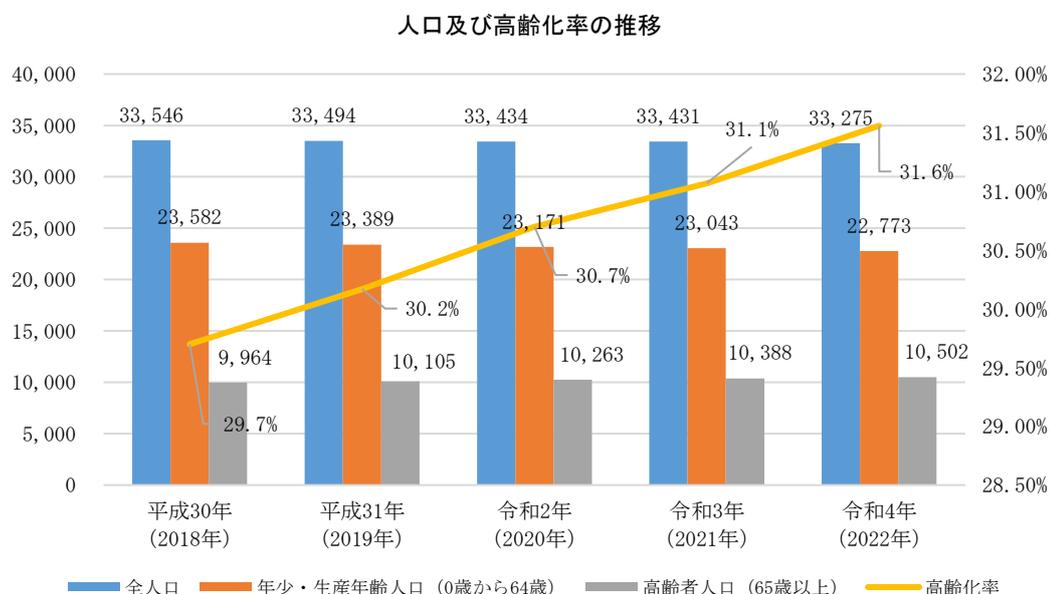


出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況-令和3年1月~12月-」
 ※弁護士・司法書士・税理士及び行政書士の数値には、各法人をそれぞれ含んでいる。

2 本市の人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和4(2022)年では33,275人と平成30(2018)年から271人減少していますが、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、令和4(2022)年で10,502人と平成30(2018)年から538人増加しています。

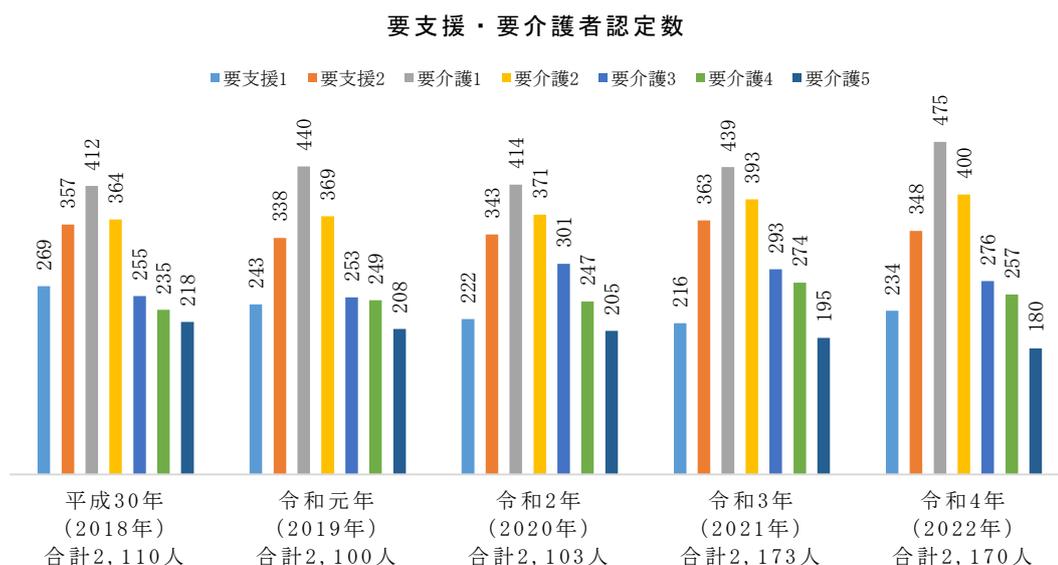
高齢化率についても令和4(2022)年では31.6%となり、約3人に1人が65歳以上となりました。



資料: 市民課(各年4月1日現在)

3 本市の要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者の推移をみると、平成30(2018)年では2,110人、令和4(2022)年では2,170人と60人増加しています。

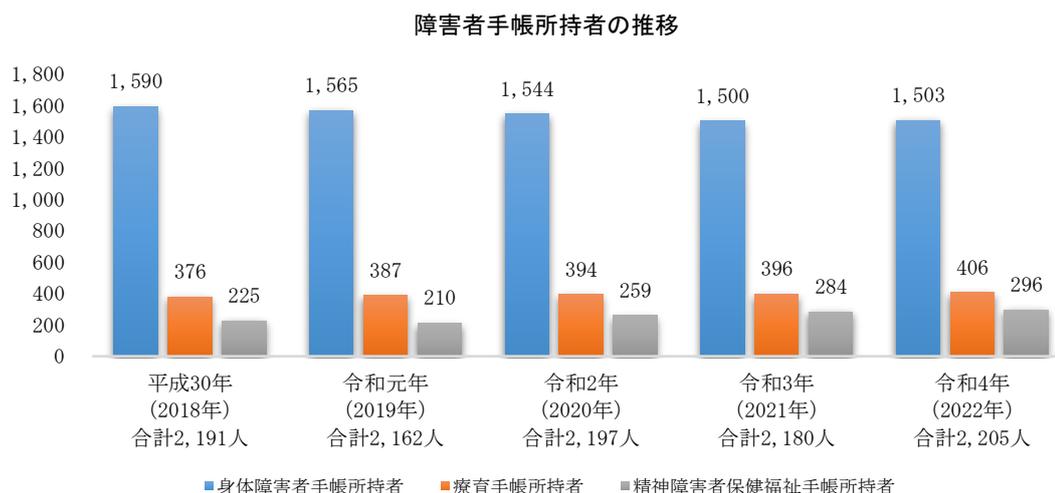


出典: 厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより)各年3月末日現在

4 本市の障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、平成 30(2018)年が 2,191 人、令和 4(2022)年が 2,205 人で微増となっています。

障害者手帳の種別でみると、令和 4(2022)年では「身体障害者手帳所持者」は 1,503 人と、平成 30(2018)年からは減少傾向にあります。同様に「療育手帳所持者」は 406 人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は 296 人と年々増加傾向にあり、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が顕著となっています。



資料:社会福祉課 各年 4月 1日現在

令和 4(2022)年 年齢別障害者手帳所持者数

	合 計	身 体 障 害 者 手 帳	療 育 手 帳	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
合 計	2,205	1,503	406	296
18 歳未満	167	52	108	7
18 歳以上 65 歳未満	892	387	265	240
65 歳以上	1,146	1,064	33	49

資料:社会福祉課 令和 4(2022)年 4月 1日現在

5 本市の成年後見制度利用状況

本市の成年後見制度利用者数は133人で、そのすべてが法定後見であり、任意後見制度の利用は進んでいない状況です。

松山家庭裁判所における成年後見制度利用者数(東温市を住所・居所とする者)(単位:人)

本人の住所・居所	法定後見			任意後見
	法定後見合計	うち後見	うち保佐	
東温市	133	113	13	7

資料：松山家庭裁判所 令和4(2022)年8月19日現在

注1) 本資料は、令和4年8月19日時点で、松山家庭裁判所本庁が管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

注2) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所(施設、病院を含む)を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

本市の市長申立による成年後見制度利用者数は、近年増加傾向にありますが、件数自体はそれほど多くなく、制度の利用は進んでいない状況です。

成年後見制度市長申立数(単位:件)

	高齢福祉分	障がい福祉分	合計
平成27(2015)年度	0	0	0
平成28(2016)年度	0	2	2
平成29(2017)年度	0	3	3
平成30(2018)年度	2	1	3
令和元(2019)年度	4	0	4
令和2(2020)年度	4	0	4
令和3(2021)年度	4	0	4

資料：長寿介護課、社会福祉課(令和4年3月31日現在)

6 課題分析

昨今、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えてきており、身近に支援者がいない方が多い状況です。支援者がいないことにより、判断能力が低下している高齢者を狙った詐欺等の犯罪も後を絶たず、財産管理や身上監護等、法律面や生活面での支援を必要とする方が今後さらに増えていくことが推測されるため、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていける体制の整備が必要です。

また、在宅の知的障がい者や精神障がい者が増加しており、障がい者を見守る家族等の高齢化も深刻な問題となっており「親亡き後」の支援が必要となっています。

成年後見制度は財産を管理するための制度という認識が広くありますが、判断能力が欠けている場合には契約ができないこと等、財産がなくとも何らかの支援を行う必要があります。

本市においても、市民に対し、これまで以上の積極的な制度の周知と必要な方に支援が届く体制づくりが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本人の意思が尊重され 温かい心で支え合う 笑顔あふれるまち 東温市

本計画の上位計画である東温市地域福祉計画において『温かい心で思いやり 助け合い 支え合う 笑顔あふれるまち』、また、東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において『ともに幸せ 支えあいのまち 東温市』と、それぞれ基本理念を掲げています。

本計画では両計画の考えを踏まえるとともに、上記の基本理念を掲げ、認知症になっても、また障がいがあっても、本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するとともに、地域共生社会の実現に向け、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送ることができるようにすることを目的として策定します。

2 基本目標及び施策

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3点を基本目標とします。また、基本目標の達成に向けたそれぞれの施策を掲げ、具体的な取組の展開を図ります。

目標1 成年後見制度の理解促進

地域社会全体に、権利擁護とその手段の一つとして成年後見制度についての理解を浸透させる必要があります。特に、本市において活用が進んでいない任意後見制度や市民後見人制度について、市民に周知することが重要です。そのため、市民を対象に、多様なツールを活用した広報・啓発活動を行うとともに、行政職員や関係団体職員など支援関係者を対象として研修を実施するなど、成年後見制度の理解促進を図ります。

施策1 成年後見制度の周知・啓発

施策2 任意後見制度の利用促進

施策3 市民後見人の育成・活躍支援

目標2 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての市民が障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくとともに、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送ることを目指します。

また、本人を中心とした支援・活動における基盤として、権利擁護支援を位置づけ、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策などを推進します。

施策4 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

施策5 地域連携ネットワークの整備・充実

施策6 包括的な支援体制の構築

目標3 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善

成年後見制度の利用促進を図るためには、制度を利用する人がメリットを実感できる制度への改善が求められます。後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症や障がいの特性を理解したうえで、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用を推進します。

施策7 成年後見制度の運用改善

第4章 具体的な取組及び目指す姿

目標1 成年後見制度の理解促進

施策1 成年後見制度の周知・啓発

成年後見制度の理解を促進するため、関係団体や関係機関を始め、市民に対して制度内容について、幅広く周知活動を行います。

具体的な取組	目指す姿
① 周知啓発用のパンフレット配布	成年後見制度を正しく理解している人が増えている。
② 制度理解のための講演会の開催	

施策2 任意後見制度の利用促進

任意後見制度の内容の周知に努め、必要な人には助言を行うなど、利用を促進します。

具体的な取組	目指す姿
① 任意後見制度のパンフレット作成・配布	任意後見制度が広く認知され、任意後見制度の利用者が増えている。

施策3 市民後見人の育成・活躍支援

県、家庭裁判所、専門職団体等と連携し、人材育成・参加支援、地域づくりの観点から市民後見人の育成を進めます。

具体的な取組	目指す姿
① 市民後見人制度の周知	市民後見人制度が広く認知され、市民後見人が増えている。
② 市民後見人の育成	

目標 2 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

施策 4 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

虐待や消費者被害等の権利侵害及び支援の拒否(セルフネグレクト)、認知症などを要因として起きる行方不明や孤立死等、判断力が不十分なために自ら声をあげてSOSを発することができず、権利や生活を守ることができない人のために、相談窓口を明確化するとともに、民生児童委員や自治会、金融機関等と連携・協働して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。

具体的な取組	目指す姿
① 既存のネットワーク(認知症初期集中支援チーム等)の活用と新たなネットワークづくり	制度を必要とする人を利用につながるネットワークができている。
② 相談窓口の明確化、訪問相談の実施	市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、利用につながっている。

施策 5 地域連携ネットワークの整備・充実

地域住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう地域や福祉、行政、司法など多様な主体が連携する「地域連携ネットワーク」を整備します。

「権利擁護支援チーム」を設置し、既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う他、必要に応じ、専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などを加え、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

成年後見制度に関する専門相談への対応や家庭裁判所との連携を目的に、法律・福祉の専門職団体等の福祉関係者等が参画する「協議会」を設置し、自発的な協力体制を進めます。

専門職による助言等支援など、地域における連携・対応強化の推進役として、「中核機関」を設置します。

具体的な取組	目指す姿
① 権利擁護支援チームの整備及び運営	全ての人々が尊厳のある生活を継続できるよう、地域連携ネットワークが整備されている。
② 協議会の整備及び運営	
③ 中核機関の設置及び運営	

施策 6 包括的な支援体制の構築

介護や障がい、生活困窮、子育てなど各分野の仕組みと連携する体制づくり及び支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送る体制づくりを進めます。

具体的な取組	目指す姿
① 多様な主体の参画・活躍の推進	支援を必要とする人が、安心して地域で過ごすことができている。
② 機能強化のための仕組みづくりの推進	

目標3 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善

施策7 成年後見制度の運用改善

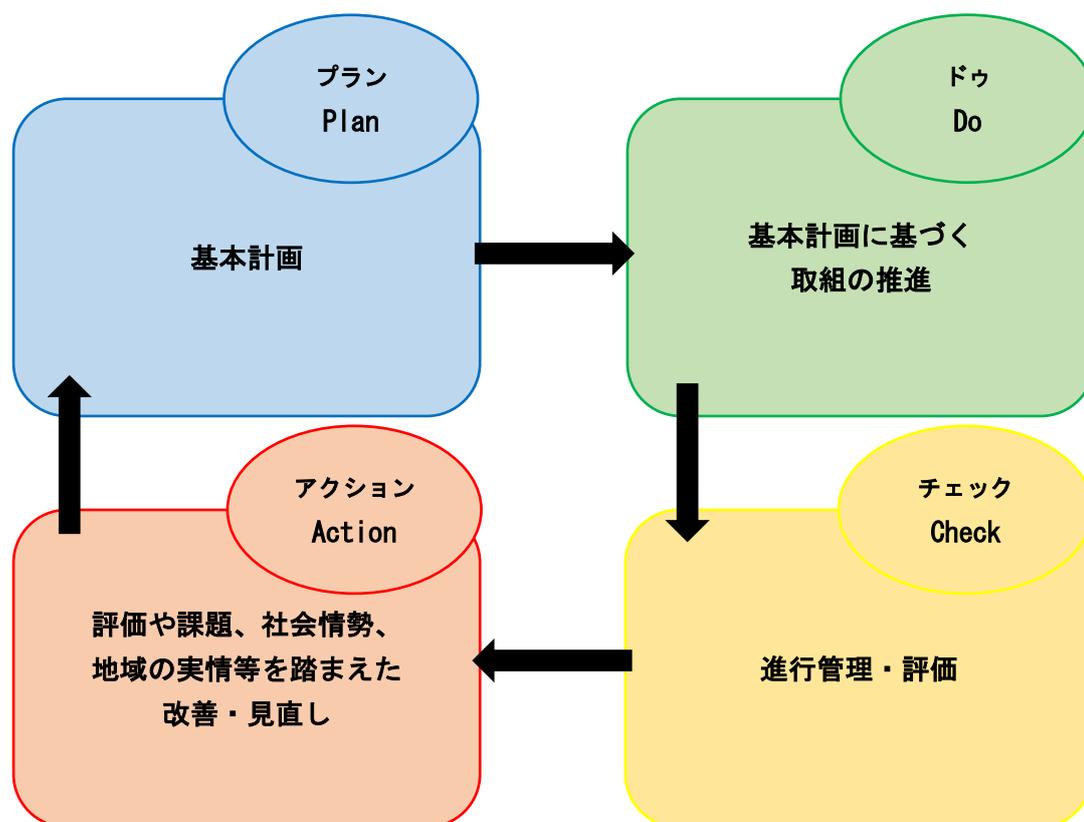
財産管理のみを目的とせず、認知症や障がい者の特性を理解したうえで、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援、身上保護を重視した制度の運用に努めます。また、申立費用等助成制度の周知を行い、利用の拡大に努めます。

具体的な取組	目指す姿
① 権利擁護支援策の充実	適正な支援を受けることができています。
② 補助・保佐類型の利用促進	
③ 市長申立ての適正化、迅速化	経済的な理由で、成年後見制度を利用できない人がいなくなる。
④ 申立費用及び後見人等への報酬助成	

第5章 計画の進行管理

本計画については、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、東温市成年後見制度利用促進基本計画策定等委員会において、毎年度進行管理及び評価を行います。

また、PDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルにより、本計画に基づく取組を関係機関・団体等と連携のうえ推進し、各関係機関において把握した地域課題について検討を行うなど、社会情勢や地域の実情も踏まえ、施策や事業実施の見直しを継続的に行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料

1 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本方針(第十一条)

第三章 成年後見制度利用促進基本計画(第十二条)

第四章 成年後見制度利用促進会議(第十三条)

第五章 地方公共団体の講ずる措置(第十四条・第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益

の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

- 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)の構成

- I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
 - 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
 - 2 今後の施策の目標等

- II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき対策
 - 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続きにおける後見業務の円滑化
 - 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
 - (2) 地域連携ネットワークの機能
－個別支援と制度の運用・監督－
 - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
 - (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
 - 4 優先して取り組む事項
 - (1) 任意後見制度の利用促進
 - (2) 担い手の確保・育成等の推進
 - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
 - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

3 東温市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(平成 24 年 2 月 28 日訓令第 2 号)

改正 平成 24 年 11 月 6 日訓令第 23 号 平成 25 年 3 月 12 日訓令第 4 号
平成 28 年 1 月 15 日訓令第 1 号 平成 29 年 10 月 16 日訓令第 13 号
令和 3 年 3 月 16 日訓令第 10 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、市長が老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、民法(明治 29 年法律第 89 条)第 7 条(後見開始の審判)、第 11 条(保佐開始の審判)、第 15 条第 1 項(補助開始の審判)等に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合について、必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を促進することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 審判請求の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市に現に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者、知的障害者福祉法に規定する知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、本市から市外の社会福祉施設等に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外に転出した者であって、転出先の市町村における審判請求に係る援護の状況等を勘案し、特に必要があると認めるものを対象者とすることができる。

(審判請求の判断基準)

第 3 条 市長は、審判請求を行う必要性の可否についての判断に当たっては、次に掲げる要件を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力(民法第 7 条、第 11 条、第 15 条)
 - (2) 対象者の健康状態、生活の状況及び資産の状況
 - (3) 対象者の配偶者及び二親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否、当該親族等による対象者の保護の可能性並びに当該親族等が審判請求を行う意志の有無
 - (4) 市等が行う各種施策及びサービスの利用並びに、これらに付随する財産の管理など日常生活上の支援の必要性
 - (5) その他市長が確認を必要とする事項
- 2 前項について、必要と認められる場合は、成年後見制度支援検討委員会の意見を聴くことができる。

(審判申立ての要請)

第 4 条 次に定める者は、本人が第 1 条の目的で定める成年後見制度の利用を必要とする状態にあると判断したときは、市長に対し審判の申立てを行うよう要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の職員
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 5 項に規定する介護保険施設の職員
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設の職員
- (5) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所の職員

(6) その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者

- 2 前項により、要請を受けた市長は、本人等への面談を実施し、前条の判断基準に基づき、速やかに申立てを行うものとする。

(親族等への情報提供)

第5条 第3条第3号において、市長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意志の有無を確認する場合には、必要に応じて、対象者の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

- 2 前項において情報の提供を行う場合には、東温市個人情報保護条例(平成17年条例第10号)に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(審判請求の手續)

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手續は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第7条 審判請求に当たり必要な費用(以下「審判請求費用」という。)は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、各自が負担するものとする。

(費用の助成)

第8条 市長は、次に掲げる者が負担すべき審判請求費用及び成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬を助成することができる。ただし、選任された成年後見人等が親族等である場合は、報酬助成の対象としないものとする。

(1) 生活保護受給者

(2) 資産及び収入等の状況から前号に準じると認められる者

- 2 成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決定する金額の範囲内とし、次の金額を限度額とする。

(1) 在宅生活者 月額 28,000円

(2) 施設等入所者 月額 18,000円

(助成の申請)

第9条 助成を受けようとする後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)又は成年後見人等は、次に掲げる書類を添付して成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 報酬付与の審判の決定通知書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等、成年被後見人等の資産及び収入が判る書類

- 2 市長は前項の申請を受理したときは内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、成年後見制度利用支援助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(審判請求費用の求償)

第10条 市長は、審判請求費用について、対象者又は第三者が負担すべきであると判断するときは、市が助成した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対し、後見開始等の審判申立費用に関する上申書(様式第3号)により行うものとする。

- 2 市長は、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する求償権が得られた場合は、後見開始等審判請求に要した費用について(様式第4号)により成年後見人等を通じ、成年被後見人等に対して当該費用を請求するものとする。

(報告義務)

第 11 条 成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第 12 条 市長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減することができる。

(助成金の返還)

第 13 条 市長は、虚偽又は不正な行為により助成金を受けた者に対し、その助成金額について返還を命ずることができる。

(成年後見制度支援検討委員会)

第 14 条 審判の請求の適否等を検討するため、市長が指名する市職員で構成する成年後見制度支援検討委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第 15 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 6 日訓令第 23 号)

この訓令は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 12 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 15 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 16 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 16 日訓令第 10 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式略)

4 東温市成年後見制度支援検討委員会設置規程

(平成23年3月1日訓令第2号)

改正 平成24年2月28日訓令第3号 令和3年3月16日訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、東温市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成24年東温市訓令第2号)第14条の規定に基づき設置する東温市成年後見制度支援検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長が行う審判の請求に関して、その適否について調査、審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長が指名する市職員若干名で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、市民福祉部長をもって充て、副会長は長寿介護課長をもって充てる。

3 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 会長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 委員会の書記は、市の職員のうちから市長が指名する。

(報告)

第8条 会長は、委員会で調査、審議された結果について、速やかに市長に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成24年2月28日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月16日訓令第11号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

5 東温市成年後見制度利用促進基本計画策定等委員会規則

(令和4年3月31日規則第19号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東温市附属機関設置条例(平成24年東温市条例第2号)第3条の規定に基づき、東温市成年後見制度利用促進基本計画策定等委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 東温市成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況管理に関すること。
- (3) 計画に基づく施策に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、成年後見制度の利用促進に関し必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、医療関係者、住民代表者、福祉関係者、事業関係者、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に招集される委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第7条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(報告)

第8条 委員長は、委員会で検討された事項のうち、必要なものについて市長に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に招集される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

6 東温市成年後見制度利用促進基本計画策定等委員会委員名簿

(敬称略)

番号	団 体 名	役 職	氏 名
1	東温市医師会	会 長	中 野 敬
2	東温市区長会	会 長	三 棟 義 博
3	東温市老人クラブ連合会	会 長	東 正 史
4	東温市婦人会	会 長	萩 原 貴美子
5	東温市民生児童委員協議会	会 長	森 正 経
6	東温市社会福祉協議会	会 長	菅 野 邦 彦
7	ウエルケア重信	施設長	濱 村 奈 緒
8	ガリラヤ荘	施設長	高 橋 雅 志
9	しげのぶ清愛園	園 長	近 藤 修
10	三恵ホーム	施設長	大 野 裕 介
11	松山人権擁護委員協議会東温部会	会 長	高須賀 恵 子



東温市成年後見制度利用促進基本計画

発行／愛媛県東温市

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

TEL／089-964-4408 FAX／089-964-4446

発行日／令和 5(2023)年 3 月

編集／東温市市民福祉部長寿介護課・社会福祉課